

国に私学助成の拡充を求める意見書

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」の一部改正に伴い、令和2年4月1日から「高等学校等就学支援金制度」が拡充されたことにより、子どもが私立高等学校に通う年収590万円未満世帯の経済的負担は大きく軽減した。

しかしながら、文部科学省の「令和4年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果」によると、私立高等学校（全日制）の初年度生徒等納付金平均額（年額）は、授業料が約44万5000円、施設設備費等が約15万円であり、これらを合計した学納金は約59万5000円となっていることから、世帯年収にかかわらず、負担が大きいものである。殊に、多子世帯では多大な負担となる状況である。加えて、初年度には約16万4000円の入学料の負担もあり、私立高等学校選択の障壁となっている。こうした実態に対して、政策理念に立ち、授業料の実質無償化が実現されるよう、また、年収590万円以上世帯の学費負担軽減とともに、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、国の責任で当面は年収910万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料の無償化世帯及び支給対象の拡大などの拡充が求められる。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要である。とりわけ、少人数学級の実現と、そのための専任教諭の増員などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、昭和50年に私立学校振興助成法が成立した際の附帯決議に記された2分の1の助成を速やかに実現されることを強く求める。私立高等学校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっている。

よって、国におかれては、公私の学費格差のさらなる改善を実現し、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

小田原市議会

衆議院議長	参議院議長	} あて
内閣総理大臣	総務大臣	
財務大臣	文部科学大臣	